

北九州市迷惑行為防止基本計画（第2次計画）
（ 答 申 ）

平成 27 年 5 月

北九州市迷惑行為防止推進協議会

答申にあたって

北九州市では、平成20年度「北九州市迷惑行為のない快適な生活環境の確保に関する条例」を施行、平成22年度には「北九州市迷惑行為防止基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、迷惑行為防止に向けた取り組みを総合的かつ計画的に推進されてきました。

このような中、平成26年度をもって計画期間の終了を迎えるため、北九州市迷惑行為防止推進協議会は、平成26年8月25日付けで、次期基本計画の策定について市長から諮問を受け、審議を行うこととなりました。

審議では、この5年間の取り組みを精査するとともに、平成25年度に実施された市民意識調査の結果も踏まえながら、課題の整理や今後、強化すべき取り組みや方向性などについて、提案させていただきました。

一方、市は、平成26年7月に施行された「北九州市安全・安心条例」において、「迷惑行為防止の推進」も明記され、今後、条例の推進という視点からも更なる取り組みの強化が必要と考えています。

新たな計画においては、これまでの目標を継承しつつ、市民、事業者及び行政がそれぞれの力を発揮し、相互の連携と協働のもとで「環境首都にふさわしい、迷惑行為のない、思いやりと優しさにあふれたまち・北九州市の実現」を目指した様々な取り組みが進むことを大いに期待しています。

北九州市迷惑行為防止推進協議会

目 次

答申にあたって

第1章 今までの主な取り組みと効果等

1 主な取り組み	1
2 主な取り組みの効果	4

第2章 市民意識調査の結果

1 調査結果の概要	5
-----------	---

第3章 今後の課題と対応

1 取り組みの課題	7
2 課題への対応	9

第4章 計画内容

1 計画の範囲	10
2 計画の目標	10
3 基本方針	11
4 施策の方向性	12
4-1 市民意識の醸成	
4-2 ボランティア活動の活発化	
4-3 迷惑行為防止の仕組みづくり	
4-4 迷惑行為防止の環境整備	

資 料

1 北九州市迷惑行為防止推進協議会 審議の経過	1
委員名簿	2
2 基本条例に定める14の迷惑行為	3
3 過料の適用件数	4

第1章 今までの主な取り組みと効果等

1 主な取り組み

(1) マナーアップ教育の推進

○ 道徳教育の推進（市内小学6年生）

次世代を担う児童（小学6年生）を対象にモラル・マナーアップ教育（道徳授業）で活用できるように、道徳教材「モラル・マナーアップ北九州」を配布している。

○ 小学6年生を対象とした標語コンクールの実施

モラルやマナーについて学んだ児童を対象に「モラル・マナーアップ標語コンクール」を実施するとともに優秀標語の入ったポスターを作成し、小学校をはじめ、市民センター、スポーツ・文化施設等の施設に掲示し、広く市民への周知、啓発を図っている。

(2) 市民啓発の推進

○ 重点地区や推進地区等での街頭啓発

小倉、黒崎の重点地区をはじめ、下曾根や戸畑などの推進地区において、迷惑行為の防止を目的に街頭啓発活動を実施している。

○ 市政だよりや新聞等でのPR

市政だよりや市政テレビ、新聞等様々な広報媒体を利用して、迷惑行為防止の活動を広くPRしている。

(3) 市民活動等の促進

○ まち美化功労者への感謝状の贈呈

環境衛生の向上や美しいまちづくりに功績のあった団体、個人に対して感謝状を贈呈している。

○ 市民活動保険の広報

市民が安心して活動に参加できるよう、地域活動やボランティア活動中の事故を対象に市が一定水準を補償する「市民活動保険」を広報している。

(4) 関係団体への支援

○ 飼い犬のふん害防止ボランティアへの支援

「ふん害防止モデル地区」では、ふん害防止パネルやふん取りパック等の物品を提供し、ボランティア活動を支援している。

○ ごみステーション管理への支援

清潔で美しいごみステーションを維持するために必要な物品（ごみ散乱防止用ネットや掃除用具など）の購入費の一部を補助するなど、地域の取り組みを支援している。

○ 迷惑防止活動に取り組む地域団体への支援

迷惑行為の防止活動を行う地域団体等に市が啓発物品（ポスター、チラシ、のぼりなど）を提供することにより地域における市民活動を促進し、全体的なモラル・マナーを推進している。

(5) 監視・指導体制の強化

○ 小倉・黒崎の重点地区での巡視活動

「路上喫煙」、「ごみのポイ捨て」、「飼い犬のふんの放置」、「落書き」の4つの迷惑行為に対して、迷惑行為防止巡視員が1,000円の過料を徴収している。

（各年度別の過料適用件数は巻末の資料4を参照）

○ 違法広告物の除去

屋外広告物条例に違反した「はり紙」、「はり札」、「立看板」について、定期的に除却を行うとともに、違反広告物の除却を行う市民ボランティア団体の増加に努めている。

○ 放置自転車の指導・撤去

「北九州市自転車の放置の防止に関する条例」に基づき、自転車放置禁止区域を指定して、放置自転車の移動を毎月1回程度実施している。

(6) 公共施設等の環境整備

○ 小倉・黒崎重点地区及び推進地区でのサイン整備

重点地区や推進地区において、看板や路面標示などの設置を通じて、迷惑行為防止の啓発や条例の周知に取り組んでいる。

○ 小倉・黒崎重点地区などでの定期的な清掃活動

都心・副都心である小倉・黒崎駅前を中心とした街路を巡回しながら清掃活動を実施し、環境首都にふさわしい美しい街並みづくりに努めている。

2 主な取り組みの効果

事業名（取り組み）		効果	
路上喫煙率	小倉地区	10人/1000人 (H20)	0.3人/1,000人 (H26)
	黒崎地区	12人/1000人 (H22)	1.5人/1,000人 (H26)
家庭ごみの不適正排出指導件数		1,600件 (H22)	1,000件 (H25)
違法広告物簡易除去枚数		189,000件 (H21)	146,000件 (H25)
違法駐車啓発件数（小倉地区）		6,200件 (H21)	5,100件 (H25)
放置自転車の撤去台数		4,150台 (H22)	3,270台 (H25)
モラル・マナー標語コンクール参加者数		679名 (H24)	830名 (H26)
迷惑防止活動に取り組む地域団体数		41団体 (H23)	82団体 (H26)

第2章 市民意識調査の結果

1 調査結果の概要

(1) 調査の内容

- 調査テーマ 「市民のモラル・マナーについて」
- 調査年度 平成25年度
- 調査対象者 市内に居住する20歳以上の男女3,000人
- 調査の目的 モラル・マナーアップの更なる推進に向けた課題の把握

(2) 結果の概要

① 市民が以前と比べて低下していると感じているもの

※条例で定める14項目の迷惑行為において

「空き缶、たばこの吸殻等のごみのポイ捨て」(70.3%)、「飼い犬のふんを放置すること」(67.3%)、「迷惑走行(危険な運転又は騒音行為)」(59.5%)が上位を占めている。

また、「その他」を回答した552人のうち、「携帯電話などを操作しながら歩行・運転する」を174人が挙げた。条例の施行後、携帯電話やスマートフォンの普及が進んだことが背景にあると考えられる。

② モラル・マナー向上に効果的な取り組み

「学校教育や家庭でのしつけにより、社会のルールやマナーを身につけさせる」(59.1%)が最も多く、子どもの頃からモラル・マナーを身に着けることを重視している傾向にある。

次いで「モラル・マナーは個人の問題なので、市民一人ひとりが自覚を高める」(49.2%)という順になっている。

③ 「モラル・マナーアップ関連条例」の認知度

関連条例を「知らなかった」と回答した人は、約6割60.5%と過半数を占めた。特に20歳代では、約8割が知らないと回答している。

④ 参加可能なモラル・マナー向上のための取り組み

「自分自身のモラル・マナーの向上につとめる」(84.8%)で最も多く、次いで「家族への教育やしつけを行う」(54.3%)、「自治会、町内会などの地域活動でモラル・マナーの向上に取り組む」(26.7%)の順となっている。

⑤ 居住地における迷惑行為の状況

居住地の迷惑行為の状況について、「以前と変わらない」(40.7%)が最も多く、次いで「わからない」(29.9%)と続いた。「大いに改善された」(1.8%)と「やや改善された」(23.4%)を合わせた『改善された』は25.2%で、3割弱を占めている。

第3章 今後の課題と対応

1 取り組みの課題

(1) 安全・安心条例と連動した取り組みの推進

- 迷惑行為の防止の取り組みが犯罪の抑止につながるとの考え方（割れ窓理論）と連動し、普及させていく取り組みなどを行う。

(2) 基本条例など認知度の向上

- 基本条例や基本計画とともにモラル・マナーアップに向けた活動をもっと広報する必要がある。
※平成25年度に実施した「市民意識調査」では、基本条例を知らないと答えた方が6割を超えている。

(3) モラル・マナー向上への更なる取り組み

- 迷惑行為をしない・させない社会に進んでいくような施策を検討する必要がある。
- 子どもから大人までを対象とした教育に向けて、他部局や他機関との連携をさらに深めるべきである。
※「市民意識調査」では、「学校教育や家庭でのしつけにより、社会のルールやマナーを身につける」、「市民一人ひとりが自覚を高める」などの意見が多く上げられている。

(4) 自転車の迷惑走行

- 社会問題ともなっている自転車のルール・マナーアップに警察をはじめ関係団体との連携を強化し、取り組むことが重要である。
※「市民意識調査」でも携帯電話やスマートフォンなど操作しながらの自転車運転が迷惑行為であるとの意見が多い。

(5) 地域における迷惑行為防止活動の裾野の拡大

○ 市内の各地域で迷惑行為防止に取り組む市民や地域、企業等の活動団体の増加に取り組む必要がある。

※「市民意識調査」では、居住地域の迷惑行為が改善されていないとの意見が約4割に上っている。

2 課題への対応

(1) 安全・安心条例と連動した取り組みの推進

- 安全・安心条例の普及・啓発活動や出前講演等と連動した迷惑行為防止活動等の推進が望まれる。

(2) 基本条例など認知度の向上

- 関係機関・団体と連携した取り組みの強化、市民活動による周知
- 小倉や黒崎の重点地区での広報・啓発活動による周知の強化
- 条例とともに市や市民等の取り組みの広報・周知など、これまで以上の取り組みが望まれる。

(3) モラル・マナー向上への更なる取り組み

- 小学生など子どもを対象とした道徳教育
- 学校から家庭につながる教育の仕組みづくり
- 他人を思いやる心の醸成を図る啓発活動など、さらなる推進が望まれる。

(4) 自転車の迷惑走行

- 警察やボランティアグループなど関係団体と連携した取り組み
- 小学生や中学生を対象とした教育
- 自転車が安全に通れる道路の整備など、これまで以上の施策が望まれる。

(5) 迷惑行為防止活動の裾野の拡大

- 市民や地域、企業による迷惑行為防止の活動の促進
- 市民や企業等に対する活動支援など、これまで以上の取り組みが望まれる。

第4章 計画内容

1 計画の範囲（迷惑行為の定義）

この計画の対象となる範囲（迷惑行為）は、旧計画に引き続き、「北九州市迷惑行為のない快適な生活環境の確保に関する条例（以下「基本条例」という）において定めた「飼い犬のふんを放置すること」、「空き缶、たばこの吸殻等をみだりに捨てること」、「公共の場所（灰皿が設置されている場所等の所定の場所を除く）において喫煙をすること」、「落書きをすること」などの14項目とする。

これは、市民意識調査等の結果を見ても、これらの迷惑行為に対する関心が依然として高いことから、この14項目を中心に引き続き取り組みを推進されたい。

2 計画の目標

環境首都にふさわしい迷惑行為のないまち・北九州市の実現

この計画が目指すまちのイメージは、「環境首都にふさわしい美しいまち、市民が快適に暮らせる安全・安心のまち、市民が住んでいることを誇れるまち「北九州市」の実現」であり、旧計画で掲げられた目標を引き続き踏襲されたい。

一方、数値的な目標であるが、基本条例、基本計画の策定のねらいが、思いやりや優しさにあふれた心の醸成であること、また、施策や事業、取り組みが広範囲であるため一部事業を取り上げ、数値目標を設定することは好ましくないと考えている。しかしながら、個別の施策や事業の進捗等を把握することは重要であることから、行政評価などを利用し各々の取り組みの効果や目標達成について検証されたい。

3 基本方針

(1) 迷惑行為を「しない」「させない」人づくり

迷惑行為を許さないという認識が、個人にとどまることなく、地域全体にも波及することを目指し、迷惑行為を「しない」「させない」人づくりを引き続き推進されたい。

(2) 迷惑行為を「しない」「させない」環境づくり

市民・事業者・行政が協働して、迷惑行為を発生させない環境づくりに取り組み、迷惑行為防止に向けた地域全体の機運を盛り上げるとともに、迷惑行為のない快適で美しく住みやすいまちづくりへの環境づくりを引き続き推進されたい。

4 施策の方向性

迷惑行為を「しない」「させない」人づくり

4-1 市民意識の醸成

思いやりの気持ちを持ち、他人に対して迷惑となることを「しない」「させない」意識づくりのため、次代を担う青少年と地域を支える社会人及び行政との間で問題意識の共有が可能となる取り組みの推進。

(1) マナーアップ教育の強化・推進

① 教育を通じた青少年の意識改革の推進

迷惑行為の防止や快適な生活環境の確保について知り、学び、実践する学習の場を拡大し、学校等の教育関係機関などとの連携を図りながら、幅の広い取り組みを推進。

② 青少年の主体的活動の促進

子どもたちの迷惑行為に対する認識が、家庭や学校にとどまることなく、幅広い視野を持った主体的な行動ができるよう、意見交換会の開催など啓発のための取り組みの推進。

【これまでの主な取り組みの例】

- 安心・安全条例と連動した取り組みの推進
- 迷惑行為防止に関する出前講演
- 交通安全センターにおける交通安全教育
- 特色ある「わが街わが校の環境教育」の推進など

【新たな取り組みの提案】

- 他人を思いやる「やさしい心」を育む教育
- 学校現場での自転車ルール・マナー教育
- 子どもから大人までを対象とした環境検定の活用
など

(2) 市民啓発の推進

① 市民意識の醸成

モラル・マナーアップに関する正しい知識を習得し、実践へとつなげていくため、講演会や勉強会などを開催し、迷惑行為を「しない」「させない」意識の醸成を図る取り組みの推進。

② 啓発活動の実施

市民に迷惑行為とは何かを理解してもらい、自主的な活動の促進を図るため、キャンペーンなどによる周知・PR活動を実施し、地域全体のモラル・マナーの向上を図る取り組みの推進。

【これまでの主な取り組みの例】

- 市関係機関の連携による事業、広報の実施
- 違法駐車防止活動（小倉都心）
- 公共交通機関との連携による広報
- 地域全体のモラル・マナーアップを視点とした広報・啓発
- 積極的な行動・意欲が高まる広報・啓発物の作成・配布
など

【新たな取り組みの提案】

- 自転車に関するイベントでの広報・啓発
- 点字ブロックに対する広報の更なる強化
など

4-2 ボランティア活動の活発化

迷惑行為を防止するため、市民・事業者・行政が協働して、様々な地域でのボランティア活動を推進・支援していくとともに、幅広く市民が参加できる取り組みの推進。

(1) 市民活動等の促進

① 啓発活動の推進

これまで行われてきた迷惑行為の防止のための活動例などの紹介や、功労者を表彰するなどの周知・啓発活動により市民の潜在的活動意欲を引き出すための取り組みの推進。

② 市民活動の発掘

迷惑行為の防止に関わる活動に対する支援制度を充実させ、市民による自主的な活動の立上げを支援する取り組みの推進。

【これまでの主な取り組みの例】

- 市の広報による活動事例紹介
- 市民活動保険制度の紹介
- 若者や各年代層のキャンペーン等への参加の仕組みづくり
- まち美化啓発事業「まち美化功労者への感謝状の贈呈」
など

【新たな取り組みの提案】

- 関係機関・団体と連携した啓発の推進
- 家庭・学校・企業と連携した啓発の推進
- 暮らしの情報誌などを活用した活動紹介
など

(2) 関係団体への支援の強化

① 関係団体との情報の共有

関係部局と連携して、各団体の課題や要望を把握し、効果的な施策を実施するための取り組みの推進。

② 関係団体への支援

施策の連携及び拡充を図ることなどにより、関係団体への支援の充実。

【これまでの主な取り組みの例】

- 落書き消去活動の支援
- まち美化促進区域の指定・活動支援
- 河川愛護団体助成事業
- など

【新たな取り組みの提案】

- 迷惑行為防止の地域活動の拡大・支援の強化
- 道路等で活動するボランティア団体との連携
- 自転車利用等マナーアップに取り組む市民団体との連携
- など

迷惑行為を「しない」「させない」環境づくり

4-3 迷惑行為防止の仕組みづくり

迷惑行為の防止に向けた周知・啓発・指導の徹底とあわせて、モラル・マナーアップ関連条例に基づく罰則（過料）の適用など、迷惑行為を許さない・見逃さない仕組みづくりの推進。

(1) 監視・指導体制の強化

① 監視体制の整備

迷惑行為防止のための地区の指定や巡視・啓発活動の充実など、監視・指導体制の整備。

② 指導方法の確立

迷惑行為防止に向けた活動推進員の委嘱など、指導・啓発体制を明確化し、地域の指導・啓発の充実。

【これまでの主な取り組み例】

- 迷惑行為防止重点地区の指定・巡視
- 不法投棄防止事業
など

【新たな取り組みの提案】

- 環境未来都市にふさわしいごみステーションへの取り組み
- 空き缶等散乱状況の実態把握
など

4-4 迷惑行為防止の環境整備

迷惑行為を禁止する表示や、迷惑行為を行いにくい美しいまちづくりなど、迷惑行為を発生させない環境整備の推進。

(1) 公共施設等の環境整備

① 看板・路面標示などの整備

迷惑行為を禁止することを示す看板や路面標示などを設置し、市民や来訪者に迷惑行為をさせない環境づくりの推進。

② 美しい都市環境の維持

市や市民等の取り組みによる清掃や落書きの消去等を実施し、美しい都市環境を維持することにより、新たな迷惑行為を起こさせない環

境づくりの推進。

【これまでの主な取り組みの例】

- 迷惑行為防止に関する表示の実施
- 外国人来訪者の増加への対応
など

【新たな取り組みの提案】

- 迷惑行為防止重点地区のサイン整備の強化
- 自転車走行空間の整備
など

資料

1 北九州市迷惑行為防止推進協議会

市長の諮問に応じ、「迷惑行為の防止の推進に関する基本的な計画」の策定等並びに「迷惑行為防止重点地区」及び「迷惑行為防止活動推進地区」の指定、区域の変更等に関する意見の具申、迷惑行為の防止の推進に関する施策の提言等を行う付属機関です。

(1) 審議の経過

平成 27 年度からの本計画策定にあたり下記の日程で協議会を行いました。

■ 第 17 回 北九州市迷惑行為防止推進協議会

- 日 時 平成 26 年 8 月 25 日 (月) 14 : 00 ~ 15 : 50
- 場 所 北九州市立商工貿易会館 601 会議室
- 審議内容 迷惑行為防止基本計画やこれまでの主な取り組み

■ 第 18 回 北九州市迷惑行為防止推進協議会

- 日 時 平成 27 年 2 月 4 日 (水) 14 : 00 ~ 15 : 50
- 場 所 北九州市役所 15 階 特別 B 会議室
- 審議内容 次期計画の方向性などについて

■ 第 19 回 北九州市迷惑行為防止推進協議会

- 日 時 平成 27 年 5 月 18 日 (月) 14 : 00 ~ 16 : 00
- 場 所 北九州市役所 15 階 特別 B 会議室
- 審議内容 基本計画 (第 2 次計画) に対する答申案について

(2) 委員名簿

区分	氏名	所属等
会長	大坪 靖直	福岡教育大学教授 (教育社会心理学)
副会長	加藤 千佳	加藤千佳司法書士事務所所長
委員	太田 康子	北九州市婦人団体協議会理事
	緒方芙佐子	まち美化推進員
	桑島 清太郎	北九州青年会議所副理事長
	後藤 景子	弁護士 (女性総合法律事務所ラレーヌビクトリア)
	二郎丸 聡夫	北九州商工会議所 事務局長
	高木 晶子	西日本工業大学4年生
	樋口 樹子	北九州市PTA協議会 (霧丘中学校PTA会長)
	福丸 清生	北九州市自治会総連合会副会長

平成27年5月現在

2 基本条例に定める14の迷惑行為

1	(ア) 屋外広告物の表示等が禁止されている場所等に屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲示する物件を設置すること。
	(イ) 公共の場所においてチラシ等を配付し、当該チラシ等が散乱した場合に、これを放置すること。
2	飼い犬のふんを放置すること。
3	あき地等を適正に管理せず、雑草等を繁茂させ、これを放置すること。
4	公共の場所その他他人の土地において自転車を放置すること。
5	家庭ごみの持出しについて定められている事項（排出の日時及び場所並びに指定袋の使用等）に従わずにこれを排出すること。
6	家庭ごみ等を放置し、悪臭を発散させる等土地、建物等を適正に管理せず、周囲の生活環境を害すること。
7	消防自動車、救急自動車等の通行その他円滑な道路交通を阻害する迷惑な駐車をすること。
8	空き缶、たばこの吸殻等をみだりに捨てること。
9	公共の場所その他他人の土地において自動車を放置すること。
10	公共の場所（灰皿が設置されている場所等の所定の場所を除く）において喫煙をすること。
11	落書きをすること。
12	車両の運転者が歩行者に注意を払わず、危険な運転をし、又は騒音を生じさせ、周囲の静穏を害すること。
13	公共の場所において車両又は歩行者の安全な通行を妨げ、球戯、ローラー・スケートその他これらに類することをすること。
14	(ア) 障害者用の駐車区画を適正に利用すること。
	(イ) 点字ブロック上に車両を駐車させ、又は物件を置くこと。



3 モラル・マナーアップ関連条例過料適用状況（年次累計）

<全 市>

平成27年3月31日現在

	路上喫煙	ポイ捨て	合 計
H21年3月	35	0	35
H21年度	983	48	1,031
H22年度	875	77	952
H23年度	875	72	947
H24年度	545	45	590
H25年度	834	78	912
H26年度	703	47	750
過料処分計	4,850	367	5,217

【内 訳】

<小 倉>

	路上喫煙	ポイ捨て	合 計
【参考】 啓発指導期間	3,961	266	4,227
H21年3月	35	0	35
H21年度	983	48	1,031
H22年度	706	75	781
H23年度	591	60	651
H24年度	404	44	448
H25年度	455	69	524
H26年度	550	42	592
過料処分計	3,724	388	4,062

※啓発指導期間 H20.9~H21.3

<黒 崎>

	路上喫煙	ポイ捨て	合 計
【参考】 啓発指導期間	610	12	622
H22年度	169	2	171
H23年度	284	12	296
H24年度	141	1	142
H25年度	379	9	388
H26年度	153	5	1658
過料処分計	1,126	29	1,155

※啓発指導期間 H22.4~.9